

義務付け・枠付けの第4次見直しについて

平成25年3月12日
閣議決定

1 義務付け・枠付けの見直しのこれまでの取組

地方分権改革は、国と地方の関係を改め、国民の暮らしを便利にし行政サービスを向上させ、行政効率を改善する国と地方を通ずる非常に重要な課題であり、国の法令による義務付け・枠付けの見直しを進めることにより、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう改めることで、地域の経済を元気にし、地域の実情に応じた行政の推進と効率化を促していく必要がある。

これまでの義務付け・枠付けの見直しでは、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日。以下「第2次勧告」という。）で見直しの検討対象とされた4,076条項について、同委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で特に問題があると提示された「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野（1,216条項）のうち、許容類型に該当せず見直すべきとされたもの（889条項）を対象に見直しを行い（第1次・第2次見直し。636条項）、これらに基づく第1次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号））は平成23年4月28日に、第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号））は同年8月26日に成立した。

さらに、第2次勧告で見直すべきとされた条項の中から、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野（1,212条項）を対象に、許容類型に該当せず見直すべきとされたもの（363条項）について、整理、検討を行った結果、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日）を閣議決定した（第3次見直し。291条項）。

第1次一括法及び第2次一括法に係る義務付け・枠付けの見直しについては、平成24年4月までに全て施行され、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

2 今般の義務付け・枠付けの見直し

これまでの3次にわたる見直しにより、第2次勧告の見直し検討対象4,076条項のうち、約6割の2,428条項を検討の対象とし、地方分権改革推進委員会で検討された事項の着実な見直しを行い、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大を図っている。

今般の義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）は、第2次勧告で見直しの検討対象とされた4,076条項のうち、これまでの見直しで対象とならなかった1,648条項、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項、新たに設けられた規定等地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならな

かった事項について、基礎自治体への権限移譲と併せて、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、関係府省とともに取り組んできたところである。

この第4次見直しにおいては、別紙に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、第3次見直しのうち法律の改正により措置すべき事項とあわせて、所要の一括法案等を平成25年通常国会に提出することを基本とする。

※ 関係箇所のみ抜粋

[環境省]

[義務付け・枠付けの見直し]

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

- ・ 一般廃棄物処理施設等への立入検査をする職員の身分を示す証明書(19条3項)のうち、環境省令で定める有効期間については、要件を緩和する。